

千葉市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年10月17日

千葉市監査委員	宍倉 輝雄
同	宮原 清貴
同	石井 茂隆
同	青山 雅紀

7千総総第555号

令和7年10月6日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 石井茂隆
同 青山雅紀

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年度監査報告第7号、9号及び11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 契約</p> <p>(1) 契約について改善すべき事項</p> <p>ア インフレスライド条項の適用にあたり出来高確認を徹底すべきもの</p> <p>〔建設局：犠橋町13号線外2舗装改良工事（花4-1） 水道局：配水管布設工事（北谷津4-2）〕</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>「賃金等の変動に対する工事請負契約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」によると、インフレスライド条項を適用する場合は、受注者へ基準日における工事出来高内訳書または実施工程表付き工事履行報告書等の書類提出を求め、出来高数量を確認することとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事においては、インフレスライド条項を適用しているにもかかわらず、出来高数量を確認できる書類が提出されていないものが見受けられた。</p> <p>これは、基準日において現場の施工が未着手であったことから、出来高数量の確認書類は提出不要と誤認したためと考えられる。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>インフレスライド条項の適用にあたっては、受注者からの提出書類による出来高確認を徹底されたい。</p>	<p>インフレスライド条項の適用については、令和6年12月に、建設局長及び水道局長から各所属長に対し、受注者へ出来高確認の可能な書類を必ず提出するよう指導するとともに、所管課（所）においては工事の出来高が適正であるか確認を徹底するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、令和7年1月10日に、制度を所管する技術管理課から、書面での出来高確認を徹底するため「工事出来高内訳書」の参考様式を作成のうえ、庁内関係各課に周知し、適正に運用している。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 設計・積算</p> <p>(2) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 石綿（アスベスト）含有建材の分析費用を適正に積算すべきもの</p> <p>[都市局：千葉市動物公園正門外 2 か所トイレ改修給排水設備工事、千葉市花見川消防署畠出張所改築実施設計業務委託、稻毛記念館内外部改修実施設計業務委託、千葉市美浜保健福祉センター・文化ホール空調設備外改修実施設計業務委託、千葉市新宿公民館外 1 か所空調設備改修実施設計業務委託、千葉市長沼原勤労市民プラザ空調設備改修実施設計業務委託]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>当該工事及び設計業務委託においては、石綿分析調査を実施することとし、定性分析及びその結果から必要に応じて行う定量分析の費用を計上していた。</p> <p>しかしながら、石綿分析結果報告書を確認したところ、定性分析は実施されていたものの、定量分析は行われていなかつた。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>石綿分析調査は、定性分析の結果に応じて対応が異なり、定量分析を行わない場合が存在するが、それを設計図書に明記していなかつたことが一因として考えられる。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>石綿の分析調査の実施にあたっては、求める分析調査の詳細を設計図書に明記した上で、必要な費用を積算されたい。</p>	<p>石綿（アスベスト）含有建材の分析費用については、令和 7 年 3 月 31 日に都市局長から都市局工事担当課長に対し文書で通知し、求める分析調査の詳細を設計図書に明記した上で、必要な費用を積算するよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、令和 7 年 4 月 11 日から 5 月 9 日に当該工事担当課の所属職員を対象に再発防止のための研修会を開催した。</p>

<p>2 施工・検査</p> <p>(1) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 既存アンカーを再使用するにあたり 強度等の確認を徹底すべきもの 〔都市局：千葉市大宮学園空調設備改 修工事、千葉市立千葉高等学校空調設 備改修電気設備工事（その1）〕</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>公共建築改修工事標準仕様書によ ると既存のアンカーを再使用する場 合は、アンカーボルトの強度等を確認 することとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事において は、既存のアンカーを再使用し、新た な機器を設置しているが、強度等の確 認が行われていなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>既存アンカーを再使用する場合は、 アンカーボルトの強度等の確認を徹 底されたい。</p>	<p>既存アンカーを再使用する場合の強度等 の確認については、令和7年3月31日に都 市局長から都市局工事担当課長に対し文書 で通知し、既存アンカーを再使用する場合 は、アンカーボルトの強度等の確認を徹底す るよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、令和7年4月11日から15日に当 該工事担当課の所属職員を対象に再発防止 のための研修会を開催した。</p>
---	--